

スポーツ安全保険の注意事項

■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。



団体での活動中 : **団体の管理下における団体活動中** (注1)の事故

往復中 : **団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅** (注1) **との通常の経路往復中の事故** (注2)

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5 **各種解説②③**をご覧ください。

(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。



■**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校 および児童福祉法に基づく**保育所** (以下「学校」と表記) が組織する団体 (学校部活動等) における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■**次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外**

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合
 - (例1) ソフトボールの団体で加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
 - (例2) 自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
 - 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合
 - 個人でスキーに出かけた場合
 - など

●申込を行った団体での活動のみ補償対象となりますのでご注意ください。

●複数の団体で活動する方は、団体ごとに加入するか、ワイドコースに加入してください。

※令和8年度掛金改定【スポーツ活動を行う大人（64歳以下）：C・CW区分のみ】

例①：2団体で活動 $2,000\text{円} \times 2 = 4,000\text{円}$

例②：3団体で活動 $2,000\text{円} \times 3 = 6,000\text{円}$

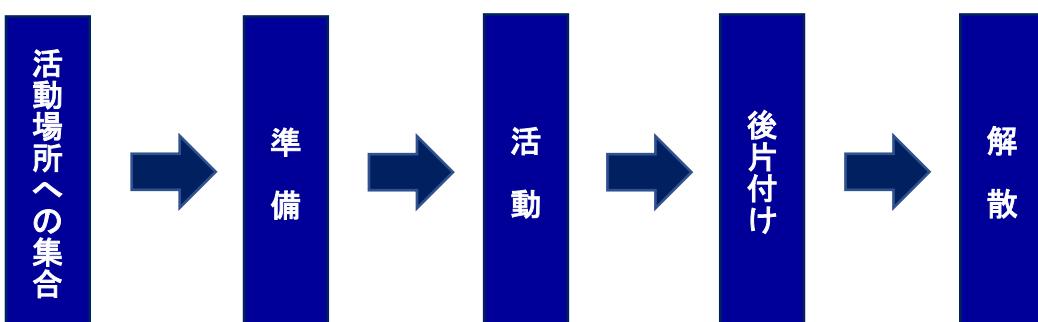
(ワイドコース $5,000\text{円}$)

※団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます

- ・**日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動**
- ・**加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動**

具体的には集合から解散までの間となります。



合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

団体の指示に基づいた次の活動については「団体の管理下における団体活動」として扱います。

- ・**被保険者が団体の代表として、団体代表の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等 (加盟団体およびその傘下団体を含む) が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または協議会に参加して行う活動**
- ・**大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動**
- ・**昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動** など

(注) 協議会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には選抜チーム・トレセン等の団体として加入してください